

議案第83号

**東近江市長山公園等の指定管理者の指定につき議決を求める
ことについて**

東近江市長山公園等の指定管理者を次のとおり指定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和5年11月29日提出

東近江市長 小 椋 正 清

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
東近江市長山公園	滋賀県東近江市池庄町 610番地 公益財団法人東近江市地 域振興事業団	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
東近江市平田体育館 東近江市平田グラウンド	滋賀県東近江市下羽田町 84番地5 平田地区まちづくり協議 会	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
東近江市蒲生体育館 東近江市蒲生運動公園	滋賀県東近江市池庄町 610番地 公益財団法人東近江市地 域振興事業団	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
東近江市ひばり公園 東近江市すこやかなの杜運動 公園	同上	同上
東近江市湖東体育館	同上	同上
東近江市おくのの運動公園	同上	同上
東近江市永源寺運動公園	滋賀県東近江市池庄町 437番地1 公益社団法人東近江市シ ルバー人材センター	同上
東近江市五個荘体育館	同上	同上
東近江市織公園	同上	同上

提案理由

東近江市長山公園等の指定管理者の指定について、市議会の議決を得たく、本議案を提出するものである。